

別表第1(第2条関係)

建築物の不良度判定調査基準表

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点	
1	構造一般の程度	①基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		⑤屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒が垂れ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4	排水設備	⑧雨水	雨どいがないもの	10	10

備考

※ 一つの評価項目につき該当評価内容が複数ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、該当評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。

※ 一つの評価区分につき評価点の合計点が最高評価点を超える場合は、最高評価点を合計点とする。

周辺への危険度判定基準表

	項目	建物及び敷地の立地状況
周辺 への 影響	1 外壁材、 屋根材の 落下等	①落下し、又は落下のおそれがある建物である。
		②落下し、又は落下のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が落下又は落下のおそれのある部分の高さの2分の1以内である。
		③隣地（現に使用されており、建築物が存在しているか、又は多数の人の利用があるものに限る。）及び道路は、落下し、又は落下のおそれのある部分の高さより低い位置にある。
	2 倒壊等	①倒壊等のおそれがある建物である。
		②倒壊等のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が当該建物の高さ以内である。
		③隣地（現に使用されており、建築物が存在しているか、又は多数の人の利用があるものに限る。）及び道路は、当該建物の高さより低い位置にある。

備考

※ 1又は2の項目ごとに判定し、いずれかに該当する場合に危険とする。

※ 1又は2の項目の判定は、項目ごとの全てのチェック事項に該当する場合に危険と判定する。